

## かすみがうら市特定乳児等通園支援事業について ～ こども誰でも通園制度の実施に向けて ～

### 1 事業概要

○「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用可能にする制度で、令和8年度から本格実施されます。

### 2 条例制定

- 事業の実施に際し、自治体は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、当該事業の運営に関する基準を条例で定めることとされています。
- 自治体から、条例の基準を満たしていることが確認された事業者は、「特定乳児等通園支援事業者」として、国・県・市町村から乳児等支援給付費の支援が受けられます。

※「こども誰でも通園制度」とは、児童福祉法に規定された「乳児等通園支援事業」、子ども・子育て支援法に規定された「特定乳児等通園支援事業」などに関する子育て支援制度全体としての呼称です。

### 3 条例の概要

#### 【3月議会に提案予定】

#### ○かすみがうら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

**内容** こども誰でも通園制度を実施するにあたり、国の基準に従い、各事業者が定めるべき運営に関する必要事項（時間あたりの利用定員、利用日数、保護者面談、料金の支払方法など）を条例で規定するものです。

主な事項については下記のとおりです。

#### (1) 定員に関する基準

- ・ 1時間あたりの利用定員を定めること。
- ・ 開所日時等を考慮して1月あたりの利用定員を定めること。

#### (2) 運営に関する基準(主な事項)

- ・ 初回利用における保護者との面談
- ・ 利用日数
- ・ 利用料、実費の徴収の説明

- ・必要な職員体制の確保、利用定員
- ・事故発生防止、事故発生時の対応

●具体的な金額、利用日数、利用定員数などは別途、**市が制定する要綱**に基づき各事業者が独自に設定します。

➡ **かすみがうら市乳児等通園支援事業実施要綱の概要**

- ・利用時間：上限10時間/月
- ・利用料：300円（標準額）
- ・その他：実施日、実施時間、利用定員等は市と事前協議のうえ、事業者が定める

## 4 市立わかぐり保育所における事業概要

令和8年度より、下記の内容にて「こども誰でも通園制度」を市立わかぐり保育所にて実施して参ります。

- ・住所：かすみがうら市下稲吉519-2
- ・受入年齢：0歳6か月～満3歳未満（未就園児に限る）
- ・実施日：火曜日～木曜日
- ・利用定員：0歳児/2名、1・2歳児/各3名 \*時間あたり
- ・実施時間：9:00～14:00
- ・利用料：0円 \*料金の300円は減免とする
- ・実費負担：おやつ/50円、給食/250円、連絡帳/200円(初回購入)